



申請手続きのデジタル化を進めます

1 概要

5月に公布された「デジタル手続法」を踏まえ、本市においても、行政のデジタル化の実現に向け、必要となる条例等の整備を行い、電子申請（インターネットによるオンライン申請）の拡大に取り組むもの。

2 本市における電子申請の対応状況

税の申告、入札、国が推進する子育てワンストップサービスの15件の手続きを含む27件の手続きにおいて、電子申請に対応済。

3 新たに追加する電子申請手続

電子申請の開始日：令和2年4月1日

法令に基づくもの	犬の死亡届、 介護保険被保険者証再発行等	12件
条例・規則に基づくもの	公文書開示請求、 介護保険要介護・要支援認定申請等	12件
その他	まちづくり出前講座、 救命講習受講申請等	41件
計		65件

4 条例等の整備

条例又は規則に基づく市の手続については、市において電子申請を可能とするための条例、規則の整備が必要であることから、12月定例会において「高岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を上程する。（施行期日 令和2年4月1日）

5 電子申請の効果

(1) 市民のサービスの向上

市民や事業者は、時間や場所の制約を受けずにオンラインで行政手続の申請を行うことが可能になることから、市民の利便性向上につながる。

(2) 行政事務の効率化

申請手続に関わる事務において入力、集計業務の省力化が図れることにより、業務効率の向上及びペーパーレス化につながる。